

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第四号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月奈良県条例第二十四号）第三条又は第四条の規定により採用された者を除く。）」を削る。

第三条中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改める。

別表第一クの表五級の項第一号中「室長補佐」を「室長及び室長補佐」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第一クの表五級の項第一号の規定は、令和三年三月二十六日から適用する。